

令和3年9月29日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は9月28日、東京都を含む19都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を、9月30日をもって解除することを決定した。都知事は同日、再拡大防止のため、10月1日から24日までの間を東京都におけるリバウンド防止措置期間とし、都内飲食店等に営業時間の短縮等を要請した。

区は、国および都の方針を受けて、10月1日から24日までの間、以下のとおり対応する。10月25日以降の対応は別途決定する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様には、外出する際、少人数で混雑している場所や時間を避けての行動、基本的な感染防止策の徹底をお願いします。特に、午後9時以降、飲食店等の出入りはしないことをお願いします。
- (2) 区内の飲食店等には営業時間の短縮をお願いします。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗については、酒類の提供を午後8時までとし、交付を受けていない店舗については、提供の自粛をお願いします。また、飲食を主として業とする店舗でのカラオケ設備の利用については、自粛をお願いします。引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いします。

2 具体的な対応策

【子どもの施設】

- (1) 区立小中学校、区立幼稚園は、通常運営する。
- (2) びよびよ（子育ての広場）、児童館は、通常運営する。
- (3) 保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、通常運営する。

【高齢者・障害者の施設】

- (1) 敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (2) デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、通常運営する。

【その他の区立施設】

- (1) 図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して開館する。
- (2) 練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は利用人員を定員の50%とする。
- (3) 野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時までとする。
- (4) 会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (5) 少年自然の家は、再開する。

【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、定員を上限5,000人とし、開催時間は午後9時までとする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50%以内とする。なお、この定員の取扱いは10月30日までとする。

【その他共通事項】

- (1) マスクの着用、手指消毒、3密の回避など、基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 敬老館、はつらつセンター、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホール、会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）の利用人員の取扱いは、10月30日までとする。
- (3) 飲食を目的とした利用および入浴は、引き続き禁止する。
- (4) 感染リスクが高いと考えられる、合唱を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

外出する際は、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するようお願いいたします。特に、午後9時以降の飲食店等の出入りはしないようお願いいたします。旅行など都道府県間の移動に際しては、感染対策を徹底するようお願いいたします。

路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いいたします。

4 区内事業者へのお願い

飲食店等は、営業時間の短縮をお願いいたします。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗については、酒類の提供を午後8時までとし、交付を受けていない店舗については、提供の自粛をお願いいたします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国、都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国、都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。